

第40号議案

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年5月14日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例の一部を改正する条例

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例（昭和五十年十二月文京区条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び林間学校」を削る。

第六条第一号中「及び林間学校」を削り、同条第二号中「区民又は区の区域内に住所を有する事業所に勤務する者」を「区の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者が構成員の過半数を占める団体」に改め、同条第三号中「中学校」の下に「（義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部を含む。）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条第二号の改正規定は、令和九年一月一日から施行する。

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例（昭和五十年十二月文京区条例第六十五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例</p> <p style="text-align: right;">昭和五十年十二月八日 文京区条例第六十五号</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、優れた自然環境の中で、区立学校の児童・生徒の移動教室_____を行い、その心身の健全な育成を図るとともに、区民の健康及び余暇活動を促進するため、文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園（以下「学園」という。）を設置し、その管理運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第二条～第五条 （略）</p> <p>（使用等）</p> <p>第六条 学園は、次の各号のいずれかに該当する場合に使用することができる。</p> <p>一 区立学校が児童・生徒の移動教室_____のため、学園を使用する場合</p> <p>二 <u>区の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者が構成員の過半数を占める団体が社会教育活動又はスポーツ活動を行うため、十人以上で学園を使用する場合</u></p> <p>三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校のうち、区立学校以外の小学校及び中学校（義務教育学校、中等</p>	<p>○文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例</p> <p style="text-align: right;">昭和五十年十二月八日 文京区条例第六十五号</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、優れた自然環境の中で、区立学校の児童・生徒の移動教室及び林間学校を行い、その心身の健全な育成を図るとともに、区民の健康及び余暇活動を促進するため、文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園（以下「学園」という。）を設置し、その管理運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第二条～第五条 （略）</p> <p>（使用等）</p> <p>第六条 学園は、次の各号のいずれかに該当する場合に使用することができる。</p> <p>一 区立学校が児童・生徒の移動教室及び林間学校のため、学園を使用する場合</p> <p>二 <u>区民又は区の区域内に住所を有する事業所に勤務する者_____が社会教育活動又はスポーツ活動を行うため、十人以上で学園を使用する場合</u></p> <p>三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校のうち、区立学校以外の小学校及び中学校_____</p>

教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部を含む。)が第一号と同様の理由により学園を使用する場合

四 前三号のほか、委員会が適当であると認めた場合

第七条～第十七条 (略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条第二号の改正規定は、令和九年一月一日から施行する。

が第一号と同様の理由により学園を使用する場合

四 前三号のほか、委員会が適当であると認めた場合

第七条～第十七条 (略)

(新 設)